

# 石川県高等学校体育連盟 調査研究委員会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、石川県高等学校体育連盟調査研究委員会(以下「研究委員会」という。)と称する。

第2条 本会の事務所は、石川県高等学校体育連盟事務局内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は、石川県高等学校体育連盟規約の第3条にしたがい、当面する諸問題についての調査研究や日頃の実践の成果を発表するとともに、高等学校教育の一環としての体育・スポーツの振興・発展に寄与し、青少年の健全なる育成をめざすことを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本会は、目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) 記念誌、年鑑の編集・作成方針についての検討
- (2) 運動部活動に関する調査研究
- (3) 全国研究大会の参加・報告、県発表大会の運営並びに報告
- (4) その他必要な事項

## 第4章 役員

第5条 本会は、第4条の活動を円滑に運営するため、下記の役員を置く。

- (1) 部長 1名(県高等学校体育連盟副会長兼務)
- (2) 顧問 若干名(県教育委員会スポーツ健康課長・スポーツ健康課担当・県高体連理事長)
- (3) 委員長 1名(県高体連副理事長)
- (4) 委員 4名(県高体連常任・総務理事の推薦による。  
能登、加賀(各1名)金沢(2名)を原則とする。  
7～8名(専門部から選出する。)

第6条 本会の役員の任期は、1～2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第5章 会議

第7条 会長は、必要に応じて研究委員会を招集するものとする。

## 第6章 会計

第8条 本会の運営に必要な経費は、石川県高等学校体育連盟年度予算より支出する。

## 附 則

第9条 本会の年次は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条 本規約の改廃は、石川県高等学校体育連盟評議員会で決定する。

平成12年4月制定

平成19年4月改正

平成21年1月改正

平成24年11月改正